



奥山 謙三 議員

洪水予測地図改定の進捗状況は

令和2年度末には完成予定



7月豪雨災害により越流し冠水した水田（富田地区）

質問 昨今の災害が多発する状況を鑑みると早急に作成する必要があると考えます。①作成の進捗状況はどうなっているか。②小さな水路があふれることなども考慮する必要がありと考えるが、検討されたのか。③予測地図をより有効に活用するために、地域住民の理解と訓練が必要と考えます。

町長 ①について、最上川と最上小国川の浸水想定区域、町内の土砂災害警戒区域、町内4箇所の

質問 企業版ふるさと納税は、応援したい自治体の地域活性化事業に寄付した企業の税負担を軽くする制度です。政府は、

活用を進めよ
検討していきたい

ため池が決壊した場合の洪水想定区域のほか、災害時の非常持出品、公共機関の連絡先等の情報も盛り込んで、年度末には完成の予定です。②については、小さな水路等については町内全ての水路を調査することは困難であるため、盛り込むことは検討していません。町内会や自主防災組織で調査を行い、追記していただきたいと思えます。③については、町内会や自主防災組織で確認した危険箇所を盛り込んだハザードマップを作成し、避難訓練を行なってもらうと、より効果的に活用でき、周知にもつながるものと思っています。

町長 本事業は、令和2年4月1日の制度改正により企業のメリットが充実されるとともに、今年中に「企業版ふるさと納税・ヒト版」として、企業が人材を派遣した場合、その人件費を寄付と

特産品の販路拡大のほか、観光振興や情報通信技術（ICT）といった分野に詳しい社員が、地方に派遣されることを期待しています。当町においても活用すべきと思えますが、町の考えは。

みなす制度に改正し、運用される見込みとなっているようです。町では、第7次舟形町総合発展計画の短期アクションプランと兼ねている第2期舟形町総合戦略に掲げた事業に対して、この企業版ふるさと納税及びヒト版をどのように活用し地方創生の推進を図れるかと併せて、事業に賛同してくれる企業の選定および働きかけについて、検討していきたいと考えています。

町では、第7次舟形町総合発展計画の短期アクションプランと兼ねている第2期舟形町総合戦略に掲げた事業に対して、この企業版ふるさと納税及びヒト版をどのように活用し地方創生の推進を図れるかと併せて、事業に賛同してくれる企業の選定および働きかけについて、検討していきたいと考えています。



企業版ふるさと納税

活用が期待される企業版ふるさと納税（内閣府ホームページより）



旧富長小学校にできた舟形町ふるさと納税サポートセンター

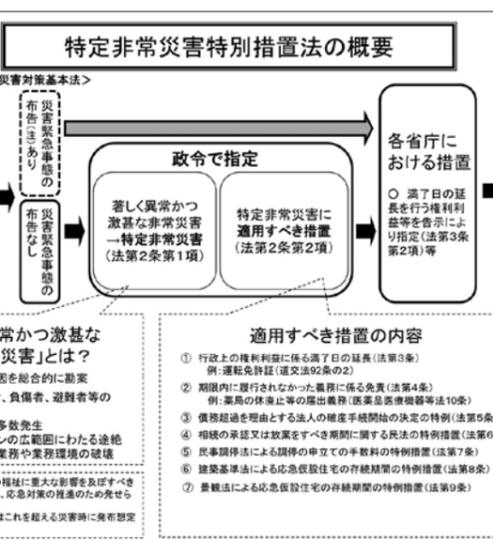
質問 本年度4月から、これまで長年業務委託をしていた舟形町まちづくり公社から、振興公社内に新しくできた舟形町ふるさと納税サポートセンターに業務を委託されたようですが、なぜ、ふるさと納税業務の委託先を舟形町ふるさと納税サポートセンターに変更しなければならなかったのか

町長 最初にふるさと納税業務の委託先の変更に至る経過については、理由として大きく2点です。1つ目が今年3月末をもって業務契約期間の満了を迎えたこと。2つ目が総務省からの通知や法律改正により、返礼品は地場産品で寄付額の3割以内というルールの中、寄付金額について伸び悩んでいる状況にあったことが挙げられます。

このような理由から、町が100%出資している（株）舟形町振興公社に業務を委託し、寄付金の増につなげたいと考えたものです。今後については、

町長 国より通知が発出され、災害廃棄物処理事業については、災害等廃棄物処理事業費補助金の補助対象として、「特定非常災害に指定され、かつ大量の災害廃棄物の発生が見込まれる災害に限り、市町村が災害廃棄物

質問 これまでは原則全壊を解体補助対象とし、災害規模に応じて弾力的な運用がなされてきました。今後、半壊家屋等にも特定災害家屋等の解体費用の負担が生じず、解体は市町村が業者委託等を行うこととなります。その費用の9割超を国が補助し、残りを市町村が負担するとした恒久的な仕組みにするとの町としての考えを伺います。



半壊でも全壊同様の補助対象（内閣府ホームページより）

ふるさと納税の現状と今後の展望は

納税額3億円を目指します



小国 浩文 議員

質問 本年度4月から、これまで長年業務委託をしていた舟形町まちづくり公社から、振興公社内に新しくできた舟形町ふるさと納税サポートセンターに業務を委託されたようですが、なぜ、ふるさと納税業務の委託先を舟形町ふるさと納税サポートセンターに変更しなければならなかったのか

町長 最初にふるさと納税業務の委託先の変更に至る経過については、理由として大きく2点です。1つ目が今年3月末をもって業務契約期間の満了を迎えたこと。2つ目が総務省からの通知や法律改正により、返礼品は地場産品で寄付額の3割以内というルールの中、寄付金額について伸び悩んでいる状況にあったことが挙げられます。

このような理由から、町が100%出資している（株）舟形町振興公社に業務を委託し、寄付金の増につなげたいと考えたものです。今後については、